

平成31年度

償却資産(固定資産税)の申告の手引き



キットちゃん

申告期限 平成31年1月31日(木)

申告期限も間近になると窓口が混雑しますので、1月18日(金)までに提出のご協力をお願いします。

ご提出方法

- 窓口でのご提出** 総務部税務課資産税担当
氷見市役所(B1番～B3番税務課窓口)
開庁(取扱)時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝祭日と年末年始12月29日～1月3日は除く。)
- 郵送でのご提出** (送付先) 〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
氷見市役所総務部税務課資産税担当
受領印が必要な場合は、返信用封筒(切手を貼って)を同封してください。
- 電子申告(エルタックス)でのご提出** … 6ページをご覧ください。

申告書提出の際の個人番号(マイナンバー)の確認については 6ページをご覧ください。

この手引きは、平成30年10月1日現在の税制に基づいて作成しています。

目次

償却資産のあらまし	7 申告書の書き方がわからない場合 … 6
1 償却資産とは … 1	8 申告されない方又は虚偽の申告をされた方の場合 … 6
2 償却資産の種類と具体例 … 1	9 実地調査のお願い … 6
3 事業種別の主な償却資産 … 1	償却資産の評価と課税
4 申告の対象となる資産 … 2	1 償却資産の評価 … 7
5 申告の対象とならない資産 … 2	2 償却資産の課税 … 7
6 少額の減価償却資産の取扱について … 2	3 課税標準の特例が適用される資産 … 8
7 償却資産と家屋の区分 … 3	4 非課税対象となる資産 … 8
8 固定資産税(償却資産)と国税の主な違い … 4	5 減免について … 8
償却資産の申告について	6 不均一課税について … 8
1 申告していただく方 … 5	7 償却資産の耐用年数 … 9
2 申告方法 … 5	申告書等の記載要領
3 申告していただく書類 … 5	1 償却資産申告書の記入例 … 10
4 郵送により申告書を提出される方 … 5	2 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例 … 11
5 個人番号(マイナンバー)・法人番号について … 6	3 種類別明細書(減少資産用)の記入例 … 12
6 電子申告(エルタックス)により申告される方 … 6	

氷見市



償却資産のあらまし

1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いることができる資産で、法人税法又は所得税法の規定によって、その減価償却費が損金又は必要経費に算入できる資産をいいます。

具体的に例示しますと、次のようになります。

2 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の内容	
1種	構築物	土地に定着しない簡易な建物又は周壁等で外界と遮断されない建物	プレハブの簡易建物や物置、テント倉庫、ビニールハウス、カーポート、自転車置き場、資材・ごみ置き場、ゴルフ練習場等
		土地に定着した土木施設	広告塔、門扉、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、外構工事、擁壁（事業用資産に資する工作物）、煙突、緑化施設等
		建物附属設備	受変電設備、厨房設備、簡易間仕切り、建物から独立した諸設備等（3ページ参照）
		建物の所有者と異なる方（テナント）が施工した設備	電気設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備、店舗内造作設備（4ページ参照）
2種	機械及び装置	製造機械設備	食料品製造業用設備、その他各種製造業用設備
		総合工事業用設備	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備、その他の建設工業設備
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬送設備	クレーン、コンベヤー等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場機械装置等
3種	船舶	ボート、漁船、運搬船、遊覧船等	
4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバーの分類番号が0又は9ではじまるもの）（自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く）等 （注）大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税客体）の区別次に掲げる要件の1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 1 農耕作業用自動車 最高速度35km/h以上のもの 2 農耕作業用自動車以外のもの (1) 最高速度15km/hを超えるもの (2) 自動車の長さが4.7mを超えるもの (3) 自動車の幅が1.7mを超えるもの (4) 自動車の高さが2.8mを超えるもの	
		6種	工具、器具及び備品

3 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
全般	駐車場舗装、看板、塀、外灯、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、パソコン、プリンター、コピー機、LAN配線、受変電設備、その他
喫茶・飲食店	駐車場舗装、看板、食卓、椅子、厨房用品、レジスター、カラオケ、冷蔵庫、ルームエアコン、その他
理・美容院	理・美容椅子、消毒滅菌器、タオル蒸器、パーマ器、レジスター、サインポール、ルームエアコン、その他
土木建築業	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備、その他の建設工業設備、その他
小売店	冷蔵ストッカー、陳列ケース、レジスター、冷蔵庫、自動販売機、ルームエアコン、看板、その他
食肉鮮魚販売業	冷凍庫、肉切断機、挽肉機、冷蔵庫、陳列ケース、電子秤、レジスター、ルームエアコン、その他
開業医	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒滅菌用機器、手術機器、歯科診療ユニット、その他

4 申告の対象となる資産

平成31年1月1日（賦課期日）現在、事業の用に供することができ、耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産です。ただし、次に掲げる資産も申告が必要です。

- (1) 取得価額が10万円未満であっても、税務会計上は個別償却している資産
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産
- (3) 決算期以後1月1日（賦課期日）までの間に取得された資産
- (4) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも使用できる状態にある資産）
- (5) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (6) 簿外資産（会社の帳簿等に記載していない資産）
- (7) リース資産（本来、リース会社が申告）。ただし、割賦販売であると認められる場合（契約満了後に譲渡となる契約）は買主が申告してください。
- (8) 改良費
- (9) 福利厚生用資産
- (10) 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産（下表 1参照）

5 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車等
- (2) 無形固定資産（特許権、漁業権、ソフトウェア等）
- (3) 商品、貯蔵品
- (4) 繰延資産（創立費、開業費、開発費、社債発行費等）
- (5) 生物（ただし、鑑賞用・興行用のものを除く）
- (6) 書画骨董（ただし、複製のようなもので装飾目的に使用されるものは申告対象となります。）
- (7) 少額資産等

所有権移転外リースとして貸し出す資産のうち、平成20年4月1日以降に取得された取得価額が20万円未満の資産

1個（1組）の取得価額が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法上3年で一括償却する資産（下表 2参照）

耐用年数が1年未満の資産又は1個（1組）の取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入された資産（下表 3参照）

6 少額の減価償却資産の取扱について

印は申告必要 ×印は申告不要

取得価額	経理区分と申告の要否			
	一般減価償却	中小企業特例 ¹	3年一括償却 ²	一時損金算入 ³
10万円未満			×	×
10万円以上20万円未満			×	/
20万円以上30万円未満			/	/
30万円以上			/	/

7 償却資産と家屋の区分

(1) 家屋と設備の所有者が同じ場合の区分について

設備の種類	設備の分類	償却資産となる資産	家屋となる資産	
建物	建物	固定資産税が課税されない建物 (例) 基礎のない建物、仮設の建物	左記以外の建物	
建築設備等	内装・造作	床、壁、天井仕上げ、店舗造作等	なし	
	電気設備	受変電設備	設備一式(配線・配管を含む)	なし
		予備電源設備	蓄電池設備・発電機設備(配線・配管を含む)	なし
		中央監視制御装置	装置一式(配線・配管を含む)	なし
		動力(高圧)配線設備	特定の生産又は業務用の設備一式(配線・配管を含む)	左記以外
		照明設備	なし	屋内照明設備、分電盤
		電話設備	電話機、交換機等の装置	配線及び配管
		拡声設備	マイクロホン等の機器類	配線及び配管
		インターホン設備	親機、子機	家屋と一体の設備一式
		電気時計設備	時計、配電盤等の装置・機器類	配線及び配管
	テレビ共聴設備	テレビ、カメラ等	屋内配線、左記以外の設備	
	空調設備	壁掛・窓掛等のルームエアコン 特定の生産又は業務用の空調設備	天井や壁面などへの埋め込み式等家屋と一体の設備一式	
	消火設備	屋内消火栓設備	ホース及びノズル、消火器	消火栓等の設備
	給排水設備	給排水設備	屋外に設置した給排水設備、 特定の生産又は業務用給排水設備	屋内の給排水設備
給湯設備		局所式給湯設備、 特定の生産又は業務用給湯設備	中央制御式給湯設備、 ユニットバス用給湯器	
その他の設備	運搬設備	ベルトコンベアー	エレベーター、エスカレーター、 ダムウェーター等の家屋と一体の設備一式	
	厨房・洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備 一式(百貨店、旅館、飲食店、病院等)	サービス設備以外の設備一式	
	コンピューター設備	機器・端末一式、 LAN設備(配線及び配管を含む)、 POSシステム(配線及び配管を含む)	なし	
	間仕切り	設置、移動、撤去できるもの	家屋と一体のもので、取外し困難なもの	
屋外設備	その他	カーテン、ブラインド、袖看板、 文字看板、避難器具、総合郵便受等	自動ドア、シャッター	
		門、塀、植栽、舗装路面、砂利敷き、 融雪装置、擁壁、外壁、庭園、 簡易物置、ポール等	非常階段、ポーチ、テラス等 家屋と一体になっているもの	

一般的な区分の例示であり、設備の構造等により、判断のむずかしいものもありますので資産税(償却資産)担当までお問い合わせください。

(2) 家屋と設備の所有者が違う(テナント等)場合について

家屋所有者以外の方(以下「テナント」といいます)が、その事業の用に供するため家屋取付設備については、テナントから償却資産として申告していただく必要があります。

(地方税法第343条第9項)

< 附帯設備の例 >

木造設備	外壁、内壁、天井、造作、床、建具、建築設備等
非木造家屋	外周壁骨組、間仕切り骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具、建築設備等

附帯設備を申告していただく場合は、資産の種類を構築物(1種)として申告してください。

(3) 特定の生産又は業務用の設備について

次の資産は、事業所等の勘定科目にかかわらず償却資産として申告してください。

特定の生産用の設備

- ・工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、受変電設備、発電設備、蓄電池設備
 - ・紡績業、精密機械工業、医薬品製造業等における製造工場内空調設備及び集塵設備
- 特定の業務用の設備
- ・工場等の生産ライン用リフト及びベルトコンベアー設備
 - ・冷凍・冷蔵倉庫、製氷業、アイススケート場の冷凍・冷蔵設備（配管を含み、断熱材及び防熱ドアを除きます）
 - ・ホテル、旅館、飲食店、病院等において顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備
 - ・映画館、演劇場、興行場のスクリーン（映写用）設備、局所照明器具（スポットライト）、音声発生設備及びフィルム処理設備
 - ・証券会社に設けられる株式価格表示設備

8 固定資産税（償却資産）と国税の主な違い

項目	地方税	国税
	固定資産税(償却資産)	法人税・所得税
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ 法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	建物以外は定率法、定額法の選択 定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は、「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は、「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（所得税、法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額 1円
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	区分評価（一部合算可） 平成19年3月31日以前に取得した資産については合算評価

償却資産の申告について

1 申告していただく方

平成31年1月1日現在、氷見市内で事業を営んでおられる個人・法人の方が、又は、氷見市内で資産を貸し付けておられる所有者（個人・法人）の方が償却資産の申告が必要となります。（なお、申告書が届いた場合などは、償却資産が無くても備考欄に「該当資産なし」と記入して提出してください。）

2 申告方法

(1) 増減資産申告

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方法です。なお、増減が無くても「前年中増減なし」と備考欄に記入して申告書は必ず提出してください。

(2) 全資産申告

賦課期日（1月1日）に所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したものを申告していただく方式です。

3 申告していただく書類

毎年、前から申告いただいている場合は、氷見市より、12月中旬に郵便で申告依頼をしておりますが、増減資産申告又は全資産申告の方法の別で郵便物の内容が変わります。

自社作成様式の場合や電算方式の場合は、申告書は同封しておりません。

申告書が必要な場合、ご連絡ください。資産税担当（連絡先：0766-74-8045（直通））

申告内容	申告していただく資産		提出書類・様式			
	平成31年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	平成30年1月2日から平成31年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書 第26号様式 2枚複写（緑色）	種類別明細書 別表1 別表2 増加資産・全資産用（緑色） 減少資産用（赤色）		
申告方法	申告していただく方					
	増減資産申告	初めて申告される方				
		増加又は減少した資産のある方				
		増加又は減少した資産のない方				
		廃業又は資産所在地を市外に移転された方				
償却資産を所有されていない方						
全資産申告	初めて申告される方					
	前年以前に全資産申告により申告された方					
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方					
	償却資産を所有されていない方					

4 郵送により申告書を提出される方

控用に受付印を必要とされる方は、住所、会社名（氏名）を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

FAXによる申告は、受け付けることができません。

5 個人番号（マイナンバー）・法人番号について

償却資産の申告書の中への番号記載とともに、申告書提出の際も、番号の確認のため下記のように ~ のどちらかで書類の提示をお願いします。

【窓口で提出の場合】

確認書類	納税義務者	個人の場合		法人の場合
		本人が申告する場合	代理人が申告する場合	
本人の個人番号カード（両面）				
本人の通知カード又は住民票の写し（個人番号の記載あり）				
本人の顔写真付き証明書（運転免許証、パスポート等）				
委任状				
代理人の顔写真付き証明書（運転免許証、税理士証票等）				
法人番号指定通知書				

法人番号については、任意となります。

【郵送で提出の場合】

郵送の場合は、封筒の中へ上記書類のコピーを同封してください。

【電子申告で提出の場合】

電子申告の場合は、別途郵送していただくかPDFファイル等にてスキャンデータを添付送信してください。

6 電子申告（エルタックス）により申告書を提出される方

エルタックス
氷見市ではインターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX」）を利用した償却資産の申告を受け付けています。
詳細は次のホームページ等をご覧ください
ホームページ http://www.eltax.jp/
利用時間 8時30分から24時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く）
ヘルプデスク 9時から17時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く）
電話番号 0570-081459（ハイシンコク）
上記電話でつながらない場合は、03-5500-7010
一般社団法人 地方税電子化協議会
地方税電子化協議会は、地方税の電子化に取り組む全国の地方公共団体及び関係団体により運営されております。

7 申告書の書き方がわからない場合

次の書類及び印鑑をお持ちのうえ、お早めにご相談ください。

- (1)固定資産課税台帳 (2)個人確定申告書・法人確定申告書 (3)その他減価償却の明細がわかる書類

8 申告されない方又は虚偽の申告をされた方の場合

正当な理由がなく、申告されない場合や、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、延滞金が加算されたり、過料や罰金等を科されます。

（地方税法第368条、第385条、第386条）

9 実地調査のお願い

氷見市では、償却資産の実地調査（固定資産税台帳の写しの提出や資産の確認等）をお願いに伺うことがあります。その際にご協力をお願いします。（地方税法第353条、第408条）

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されると、罰金などを科せられることがあります。（地方税法第354条）

また、申告漏れ等の場合の課税に際しては、最大5年度まで遡及することになりますのでご注意ください。（地方税法第17条の5）

償却資産の評価と課税

1 償却資産の評価

前年中に取得された償却資産（ ）内は、減価残存率表 A）

$$\boxed{\text{価格(評価額)}} = \boxed{\text{取得価額}} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$$

前年より前に取得された償却資産（ ）内は、減価残存率表 B）

$$\boxed{\text{価格(評価額)}} = \boxed{\text{前年度の価格}} \times (1 - \text{減価率})$$

以後、毎年この計算を続けますが、算出した価格（評価額）が取得価額の 5 % を下回る場合は、それ以降の評価額は 5 % のままとなります。

< 計算例 >

【取得価額】 500,000円 【取得年月】 平成 30 年 8 月 【耐用年数】 3 年

年度	計算式	評価額
平成 31 年度	500,000円 × (1 - 0.536 / 2)	366,000円
平成 32 年度	366,000円 × (1 - 0.536)	169,824円
平成 33 年度	169,824円 × (1 - 0.536)	78,798円
平成 34 年度	78,798円 × (1 - 0.536)	36,562円
平成 35 年度	36,562円 × (1 - 0.536) = 16,964円 < 5 % = 25,000円	25,000円

平成 35 年度で取得価額の 5 % を下回るため、以降の評価額は 25,000円となります。

< 減価率・減価残存率表 >

耐用年数	耐用年数に応じた定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じた定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じた定率法による減価率	減価残存率	
		前年中 A 取得のもの	前年前 B 取得のもの			前年中 A 取得のもの	前年前 B 取得のもの			前年中 A 取得のもの	前年前 B 取得のもの
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

2 償却資産の課税

- 納税義務者 毎年 1 月 1 日現在の償却資産の所有者をいいます。
- 課税標準 賦課期日（1 月 1 日）現在の償却資産の価格（原則決定価格が課税標準となりますので償却資産課税台帳に登録された）ものです。
また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。
- 免税点 課税標準の合計額が 150 万円未満の場合は課税されません。
ただし、150 万円未満でも申告は必要です。
- 税率・税額 $\boxed{\text{課税標準額(千円未満切捨)}} \times \boxed{\text{税率(1.6\%)}} = \boxed{\text{税額(百円未満切捨)}}$
- 納期 平成 31 年度の納期は 4 月 30 日、7 月 31 日、12 月 25 日、2 月 28 日の 4 回です。

3 課税標準の特例が適用される資産

地方税法で定める特例の要件を満たす償却資産は課税標準の特例が適用されます。

【課税標準の特例の一例】

< 地方税法第349条の3 >

適用条項	対象設備	特例期間	特例率	備 考 (添付書類等)
第3項	ガス事業用資産	新設後 5年間	1 / 3	ガス事業法で定める一般ガス事業者又は簡易ガス事業者であることがわかる書類
		その後 5年間	2 / 3	
第6項	内航船舶	期限 なし	1 / 2	船舶原簿、船籍票の写し 遊魚船、遊覧船等は対象外

< 地方税法附則第15条 >

適用条項	対象設備	特例期間	特例率	備 考 (添付書類等)
第32項	太陽光発電設備	新設後 3年間	2 / 3 ₁	取得時期(平成30年4月1日~平成32年3月31日) 「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金」を受けて取得されたもの… (再生可能エネルギー固定買取制度)の認定を受けたものを除く) (添付書類) 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
	風力発電設備		2 / 3 ₁	取得時期(平成30年4月1日~平成32年3月31日) (添付資料)再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し及び電気事業者との特定契約書の写し
	水力発電設備・地熱発電設備		1 / 2 ₁	
	バイオマス発電設備		1 / 2 ₁	
第47項	生産性向上特別措置法に伴う固定資産税(償却資産)	新設後 3年間	0 1	取得時期(平成30年6月6日~平成33年3月31日) (添付資料) ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画書の写し ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し (リース会社の場合は、併せて固定資産税軽減計算書及びリース契約書の写し) ・経営革新等支援機関による事前確認書の写し

1 この特例率は、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)によるものとなっております。

4 非課税対象となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する非課税の要件を満たす償却資産には、固定資産税が課税されません。

5 減免について

償却資産が火災、風水害、震災、落雷などにより被害を受けたときなど、氷見市税条例第60条で定める要件を満たす場合には、申請により減免を受けることができます。

該当される場合は、所定の用紙を請求の上、減免に該当することとなった日以降に到来する納期限の7日前までに申請してください。

6 不均一課税について

氷見市において決められた事業の用に供する設備等を新設、又は増設した者について、要件に該当する場合は、固定資産の課税特例(不均一課税)が受けられます。

この制度の詳細については、商工・定住課商工振興担当(電話:0766-74-8105)・税務課資産税担当(電話:0766-74-8045)までお問い合わせください。

7 償却資産の耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下、「耐用年数省令」という）別表第1、第2及び別表第5から第9表までに掲げる年数を適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

- (1) 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数
 (2) 短縮耐用年数・・・所得税法施行令第130条又は法人税法施行令第57条の規定により、耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数（国税局長の承認通知書（写）の添付が必要です。）

（抜粋）別表第1【建物】

種類	細目	耐用年数
簡易建物	掘立造りのもの及び仮設のもの	7

別表第1【建物附属設備】

種類	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備	15
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）	13
	その他のもの	15
	店舗用簡易設備・簡易間仕切り	3

別表第1【構築物】

種類	細目	耐用年数
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	11
	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く）	20
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ピチューマルス敷	3
塀	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	打込み井戸	10

別表第2【機械及び装置】 1

資産の名称	耐用年数
食料品製造業用設備	10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
繊維工業用設備（その他の設備）	7
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	8
家具又は装飾品製造業用設備	11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
デジタル印刷システム設備	4
製本業用設備	7
石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
ゴム製品製造業用設備	9
なめし革、なめし革製造業用設備又は毛皮製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9

別表第2【機械及び装置】 2

資産の名称	耐用年数
業務用機械器具製造業用設備	7
総合工事業用設備	6
運輸に附帯するサービス業用設備	10
宿泊業用設備	10
飲食店用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
自動車整備業用設備	15
その他の設備で主として金属製のもの	17

別表第1【車両及び運搬具】

資産の名称	耐用年数
フォークリフト（小型特殊自動車を除く）	4

別表第1【工具、器具及び備品】

資産の名称	耐用年数
測定工具、検査工具	5
金型	2
陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付き）	6
＃（その他のもの）	8
ラジオ、テレビ、テープレコーダー、その他の音響機器	5
冷房用又は暖房用機器	6
冷蔵庫、洗濯機、その他の電気又はガス機器	6
食事又は厨房用品（陶磁器製・ガラス製）	2
＃（その他のもの）	5
看板、ネオンサイン及び気球	3
その他の看板及び広告器具（金属製）	10
＃（その他のもの）	5
事務机、椅子、キャビネット（金属製）	15
＃（その他のもの）	8
パーソナルコンピューター（サーバ除く）	4
その他の電子計算機	5
コピー機、タイムレコーダー、ファクシミリ	5
医療機器	
消毒滅菌用機器	4
調剤機器	6
レントゲン（移動式・救急医療用）	4
歯科診療用ユニット	7
理容又は美容機器	5
自動販売機	5

申告書等の記載要領

資産の異動がない場合でも必ず提出してください。(下記 ⑩ を参照)

3枚1組(提出用・入力用・控用)となっていますので、上2枚を提出してください。

申告書控用に受付印が必要な場合は3枚とも提出してください。

1 償却資産申告書の記入例

平成31年1月15日		平成 31 年度		所有者コード	
水見市長 殿		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
1 (住所)	〒935- ひみしあいのまち ばん ごと 水見市丸の内 番 号 (電話 (0766)74 -)	3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	8 短縮耐用年数の承認	有・無
2 (氏名)	ひみしあいのまち ばん ごと 有限会社 水見商店 代表取締役 水見 太郎 (電話番号)	4 事業種目 (資本金等の額)	パン製造業 (5 百万円)	9 増加償却の届出	有・無
		5 事業開始年度	平成10年10月	10 非課税該当資産	有・無
		6 この申告書の発行の 期及び所長	水見 花子 (電話)766-74 -)	11 課税標準の特例	有・無
		7 税理士等の氏名	山田 一夫 (電話)766-20 -)	12 特別償却又は圧縮記載	有・無
				13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
				14 青色申告	有・無
資産の種類	前年取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	14 市(区)町村内 における事務所 等資産の所在地
1 構築物	2,900,000	2,650,000	750,000	1,000,000	水見市丸の内 番 号 水見市 番地 ビル222号室
2 機械及び装置	6,725,000	6,725,000	5,200,000	5,200,000	15 貸主の名称等 借用資産 東京都港区西新橋 - - ファイナンス&リース㈱ (有)限
3 船 舶					16 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家
4 航空機					17 備考(添付書類等) ⑩
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	2,485,000	170,000	440,000	2,755,000	
7 合 計	12,110,000	9,545,000	6,390,000	8,955,000	
	資産の種類	評価額 (ア)	決定価格 (イ)	課税標準額 (ト)	
	1 構築物				
	2 機械及び装置				
	3 船 舶				
	4 航空機				
	5 車両及び運搬具				
	6 工具、器具及び備品				
	7 合 計				

- 年月日は、提出される日を記入してください。
- 今回初めて申告されるときは、記入の必要はありません。2回目以降の方は、償却資産種別明細書(資料用)に記載してある所有者コードを転記してください。
- 固定資産税に関する事務を行っている事務所の所在地(納税通知書送達先)を記入してください。
- マイナンバー制度で取得した個人番号又は法人番号を記入してください。
- パン製造業、ブロック製造業、土木建設業、ガソリンスタンド等、事業の内容をくわしく記入して下さい。
- 法人の場合は、社印及び代表者印を必ず押印してください。
- 今回初めて申告されるときは、記入の必要はありません。
- 今回初めて申告される方は平成31年1月1日現在に所有している全ての資産の取得金額を種別に合計して記入してください。
- 一般の申告書は市役所で計算しますので空欄にしておいてください。(企業電算申告の場合及び一般申告書を利用して電算処理申告書を作成される場合のみ記入してください。)
- ⑩ 「備考」には次のような事項を記入してください。
 - 前年中に資産の異動がなかった場合は「前年中異動なし」
 - 前年中に所有者の住所、氏名または名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所又は旧名等
 - 申告書、明細書のほかに添付した書類のある場合はその名称
 - その他この申告に必要な事項または参考となる事項

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

平成 31 年度												種類別明細書（増加資産・全資産用）												所有者名		1 枚のうち	
所有者コード																								(有) 水見商店		1 枚目	
行番号	資産コード	資産の名称等				数量	取得年月		取得価額				償却率	償却年数	償却率	課税標準額	事由	摘要									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2						
01	1	井戸				1	4	30	11	750 000				10	0												
02	6	事務用机				2	4	28	6	120 000				15	0												
03														0													
04	6	ルームエアコン				1	4	25	8	170 000				6	0												
05														0													
06	2	ボイラー				1	4	30	3	1 000 000				9	0												
07														0													
08	2	パン製造機				1	1	30	3	4 200 000				10	0												
09														0													
10														0													
11	6	コピー機				1	4	26	12	150 000				5	0												
17														0													
18														0													
19														0													
20														0													
					小計				6 390 000																		

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、 2 中古品取得、 3 移動による受入れ、 4 その他のいずれかに 印を付けてください。

- ・ 償却資産種類別明細書（資料用）に記載の所有者コードを転記してください。（初めての方は不要）
- ・ 種類別明細書（増加資産・全資産）の枚数の多い方は、順番に通し番号（枚数）を記入してください。
- ・ 各資産に次の種類番号を記入してください。
 - 1 = 構築物（建物付属設備） 2 = 機械及び装置 3 = 船舶 4 = 航空機 5 = 車両及び運搬具 6 = 工具、器具及び備品
 上記に分類されない「建物」や「建物付属設備」で経理されている資産で、償却資産の課税客体となるものについては、構築物として「1」を記入してください。
- ・ 資産の名称や型式などは漢字、数字、英文字等で20文字以内で具体的に記入してください。
- ・ 1個や1台は、「1」 設備一式や工事一式も「1」と記入してください。
- ・ 資産の取得年月は、年号（昭和 = 3、平成 = 4）及び年月は数字で記入してください。
- ・ 資産を取得するために要した金額（付帯費を含む）を記入してください。ただし、改良費については、新たな資産とみなしますので本体とは別に記入してください。
- ・ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。ただし、短縮承認資産や見積耐用年数適用資産の場合は、摘要欄にそれぞれ「短縮」、「中古見積」と記入してください。
- ・ 該当する事由を 印を付けてください。
 - 1 = 新品取得 2 = 中古品取得 3 = 移動による受入れ 4 = その他
- ⑩ 次 に該当する資産については、摘要欄に「 」のように記入してください。課税標準の特例該当資産は「特例該当」、非課税該当資産は「非課税」、耐用年数の短縮資産承認の「短縮」、見積耐用年数適用資産は「中古見積」、増加償却届出資産は「増加償却」、その他、種類別明細書（減少資産用）で一部減少や修正があり、正しい形で追加されたらその事由（摘要欄が狭いため2～3列使用）を記入してください。

3 種類別明細書（減少資産用）の記入例

平成31年度												種類別明細書（減少資産用）												所有者名		1枚のうち	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0																								(有) 水見商店		1枚目	
行番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額			耐用年数	減少の事由及び区分				摘要												
				年	月	日	千円	百円	円		1	2	3	4	1	2											
01	1	舗装路面	1	4	10	10	1	750	000	10	1			3	4		2										
02	1	フェンス	1	4	10	10		900	000	10	1			3	4		2										
03											1		2	3	4	1	2										
04	2	パン製造機	1	4	20	3	4	725	000	9	1	2			4		2	取得価額4,725,000円 4,200,000円 省令改正 耐用年数9年 10年									
05											1	2		3	4	1	2										
06	2	ボイラー	2	4	20	3	2	000	000	9	1	2			4	1		2台2,000,000円のうち1台減少									
07											1	2		3	4	1	2										
08	2	ルームエアコン	1	4	25	8		170	000	6	1	2		3			2	「機械及び装置」より 「工具、器具及び備品」									
09											1	2		3	4	1	2										
10											1	2		3	4	1	2										
11											1	2		3	4	1	2										
12											1	2		3	4	1	2										
17											1	2		3	4	1	2										
18											1	2		3	4	1	2										
19											1	2		3	4	1	2										
20											1	2		3	4	1	2										
			小計					9	545	000																	

第二十六号様式別表(二)提出用

- ・ 償却資産種類別明細書（資料用）に記載の所有者コードを転記してください。
- ・ 種類別明細書（減少用）の枚数の多い方は、順番に通し番号を記入してください。
- ・ 各資産に次の種類番号を記入してください。
1 = 構築物（建物付属設備） 2 = 機械及び装置 3 = 船舶 4 = 航空機 5 = 車両及び運搬具 6 = 工具、器具及び備品
- ・ 抹消コードは、償却資産種類別明細書（資料用）に記載の資産コードを転記してください。（連番は抹消コードではありません。）
- ・ 減少の事由については、該当する内容に で囲んでください。
1 = 売却 2 = 滅失 3 = 移動 4 = その他
減少の区分については、該当する内容に で囲んでください。
1 = 全部 2 = 一部
- ・ 摘要欄に減少事由の補足内容を記入してください。
償却資産種類別明細書（資料用）に記載されたとおり転記し、摘要欄に「数量 台の内、 台減少」、「取得価額 円の内、 円減少」等と記入してください。

《償却資産種類別明細書（資料用）に誤りがある場合の修正方法》

(1) 資産の種類を変更する場合（「機械及び装置」より「工具、器具及び備品」へ等）
償却資産種類別明細書（減少資産用）で元の形のまま全て、いったん削除してください。次に11ページの償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）で正しい資産の種類で追加してください。（用紙双方の摘要に変更理由を記入してください。）

(2) 資産名、数量、耐用年数、取得年月及び取得価額に誤りがある場合
償却資産種類別明細書（減少資産用）で元の形のまま全て、いったん削除してください。次に11ページの償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）で正しい資産名、数量、耐用年数、取得年月及び取得価額で記入してください。（用紙双方の摘要欄に変更理由を記入してください。）

提出前に今一度、ご確認ください。

【申告書の作成について】

番号	項目	チェック欄
1	償却資産申告書（第26号様式（提出用））に印は、押してありますか、また個人番号又は法人番号は記入されましたか・・・（10ページ参照）	
2	申告書（第26号様式（提出用））で、提出後、記載内容についてご確認ください。「この申告に回答する者の係及び氏名（電話）」欄に記入されましたか、また、税理士に依頼されている場合に「税理士等の氏名（電話）」欄に記入されましたか・・・（10ページ参照）	
3	資産の増加があった場合に種類別明細書（増加資産・全資産用）〔第26号様式別表1〕に増加した資産の項目で <u>資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数</u> は記入されましたか・・・（11ページ参照）	
4	資産の減少があった場合に種類別明細書（減少資産用）〔第26号様式別表2〕に <u>資産の種類・抹消コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数</u> を記入されましたか、また一部減少の場合は摘要欄に減少事由の補足内容を記入されましたか・・・（11及び12ページ参照）	
5	資産の内容に誤りがあった場合に種類別明細書（減少資産用）〔第26号様式別表2〕に元の形のままで記入し、種類別明細書（増加資産・全資産用）〔第26号様式別表1〕に正しい形で記入されましたか・・・（11及び12ページ参照）	
6	資産の種類で以下の該当資産の場合は、添付書類を用意されましたか。 特例適用資産・・・課税標準の特例届出書及び必要な添付書類 非課税資産・・・固定資産税非課税申告書及び必要な添付書類 耐用年数の短縮・・・国税局長の承認通知書（写） 増加償却・・・税務署長への届出書（写） 陳腐化資産の一時償却・・・国税局長の承認通知書（写）	

【申告書の提出について】

番号	項目	チェック欄
1	窓口提出の場合は、マイナンバーカード（通知カード又は住民票の写しの場合は同時に本人の顔写真付き証明書）〔代理人の場合は、同時に委任状及び代理人の顔写真付き証明書〕は提示できますか・・・（6ページ参照）	
2	郵送で提出の場合は、封筒の中へ上記書類のコピーを同封しましたか、また償却資産申告書控用に受領印が必要な場合は返信用封筒（切手貼り済）を同封しましたか・・・（5及び6ページ参照）	
3	電子申告で提出の場合は、別途郵送していただけるかPDFファイル等にてスキャンデータを添付送信できますか・・・（6ページ参照）	

償却資産申告書の提出、お問い合わせ先

〒935-8686

氷見市鞍川1060番地

氷見市総務部税務課資産税担当

電話 0766-74-8045